

鹿屋市求人情報発信支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市求人情報発信支援事業補助金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第244号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3分の2」を「2分の1」に、「40万円」を「30万円」に改める。

第7条第2号及び第8条第2号中「（別記第2号様式）」を削る。

第9条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第10条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、別記第4号様式を別記第3号様式とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。